

本校のいじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに対する考え方

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめ側が悪い」との認識。
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ③「いじめの未然防止は、学校や教職員の重要課題」との認識
- ④「いじめを傍観してはならない」との認識

いじめ防止のための取組

□居場所づくり

・学習指導の充実、改善

(学びに向かう集団、生徒が意欲的に取り組む授業づくり)

・生徒が主体的に取り組む学校行事等の活動への支援

(生徒同士がお互いを認め合い、心のつながりを感じる場づくり)

□関係づくり

・生徒同士や生徒と教職員、教職員と教職員の信頼関係の構築

(教職員による普段からの生徒への声かけ、相談への真摯な態度、雰囲気づくり)

・相談しやすい環境づくり

(話しかけやすい態度、話しかけやすい機会づくり)

教育目標

知性に富み、心身共に健やかで、自らの力で未来を切り拓く生徒を育てる

いじめ防止基本方針

島根県立益田高等学校

○いじめの防止等に取り組むに当たっては学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、生徒一人ひとりの人権感覚を培い、いじめを行わない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。

○生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、周囲に相談したり、いじめを抑止したりする力を持つ児童生徒を育てていく

○本校は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法と島根県いじめ防止基本方針に基づき学校いじめ防止基本方針を策定することとした。この方針は、本校生徒、保護者、地域に対して示すものである。

いじめの早期発見

○児童生徒の些細な変化に気づくこと

○気づいた情報を確実に共有する

○情報に基づき速やかに対応する

①学期に一回の定期的なアンケート調査(安心安全アンケート)や定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

②発見、通報を受けた教職員は、いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。その後、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

③いじめが心配な保護者等のための相談窓口として、人権・同和教育主任をおく。

いじめ防止委員会

教頭、生徒部長、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、
道徳教育担当者、その他

対応の基本方針

特定の教職員が抱え込まないように組織的に対応する。いじめを受けた生徒・知らせた生徒の安全を確保し、いじめから守る。いじめを行った生徒に対しては、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめ発生時の対応

①校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有し、その後いじめ対策委員会を中心となり、関係生徒から事情聴取。⇒いじめの事実の有無の確認

②校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、家庭と連携し所轄警察署と相談して対処する。
○いじめを行った生徒への指導に当たっては、懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方でいじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることのないよう一定の教育的配慮を行う。

いじめ対策委員会

◆構成員

校長、教頭、生徒部長、人権・同和教育主任、学年主任、
養護教諭、関係教職員、スクールカウンセラー、その他